

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布について（通知）

本日、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成25年政令第319号）が別紙のとおり公布され、平成26年4月1日から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

1 政令の趣旨

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の一部の施行（平成 26 年 4 月 1 日）に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）等の関係政令の整備を行うもの。

2 主な内容

(1) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

- ① 障害支援区分の認定手続の対象者に共同生活援助を利用する者を追加することとした。
- ② その他所要の改正を行うこととした。

(2) 重度訪問介護の対象者の拡大

- ① 市町村が知的障害者に対して居宅介護等の措置を行う際の基準の適用対象に、重度訪問介護を追加することとした。
- ② その他所要の改正を行うこととした。

(3) その他関係政令の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日